



第9号議案 特殊建築物の敷地の位置について

第9号議案

4 住 建 指 第 36 号

令和4年6月27日

名古屋市都市計画審議会会長

名古屋市長 河村 たかし



特殊建築物の敷地の位置について（付議）

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、中部リサイクル株式会社 代表取締役 足立 正 が設置する下記施設の敷地の位置について、名古屋市都市計画審議会に付議します。

記

名 称	位 置	面 積	備 考
中部リサイクル株式会社 本社工場	名古屋市港区昭和町18番41他6筆の各一部	44,208.25㎡	一般廃棄物処理施設 ばいじん、焼却灰、ガラスくずの溶融 81.5t/日

理 由

一般廃棄物を適正に処理し再利用するため、ばいじん、焼却灰、ガラスくずの溶融に係る処理能力を増加しようとするものである。

特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項

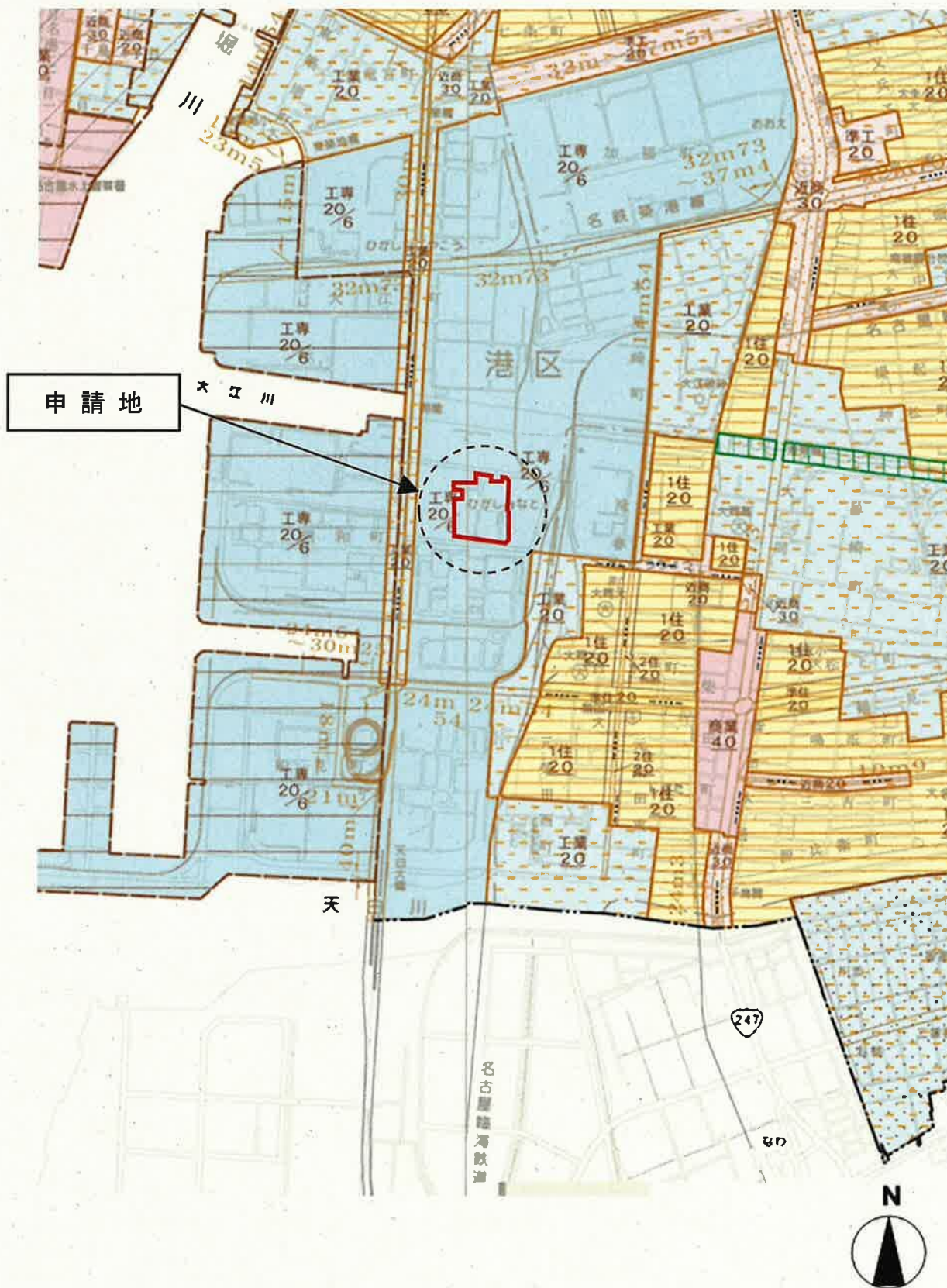
建築基準法第 51 条ただし書きによる特殊建築物の敷地の位置

1. 申請者 名古屋市港区昭和町 18 番地
中部リサイクル株式会社 代表取締役 足立 正
2. 名称 中部リサイクル株式会社 本社工場
3. 位置 名古屋市港区昭和町 18 番 41、18 番 42、18 番 43、18 番 46、18 番 48、18 番 49
及び 26 番 1 の各一部（市街化区域、工業専用地域）
4. 敷地面積 44, 208. 25 m²

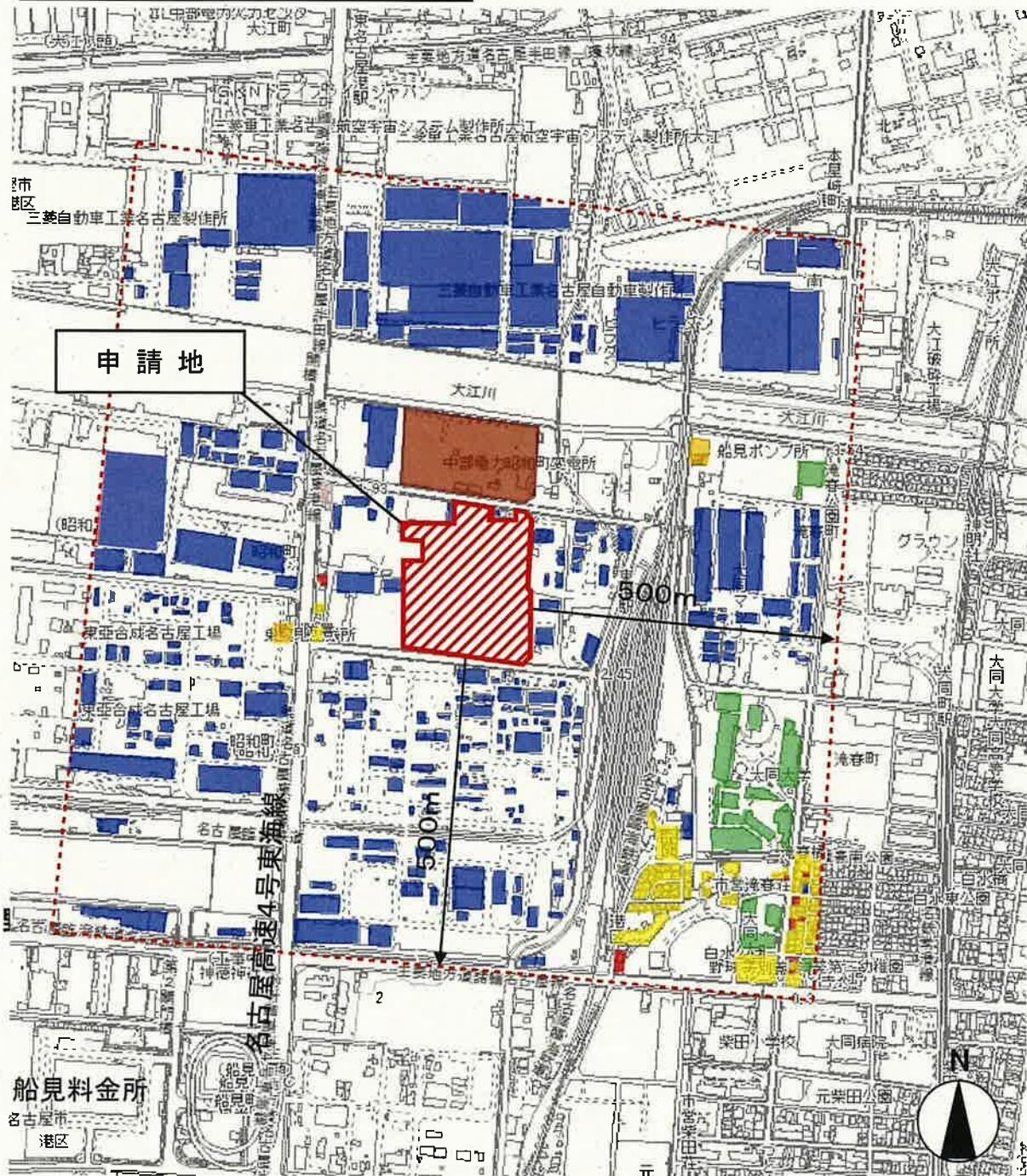
5. 敷地内の建築物

建築物	構造階数	建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	工事種別
事務所棟	S 造 2 階建	408. 30	763. 24	既存
物置	S 造 1 階建	4. 88	4. 88	既存
第 1 原料置場	S 造 1 階建	1, 323. 00	1, 323. 00	既存
第 1 原料置場 (拡張)	S 造 1 階建	667. 02	667. 02	既存
第 2 原料置場	S 造 1 階建	613. 26	576. 68	既存
5 号炉建屋	S 造一部 RC 造 3 階建	2, 255. 94	3, 586. 10	既存
第一溶解槽建屋	S 造 1 階建	226. 96	226. 96	既存
7 号炉建屋	S 造 4 階建	2, 942. 99	4, 271. 50	既存
従業員休憩所	S 造 1 階建	11. 45	11. 45	既存
破碎建屋	S 造 1 階建	197. 69	197. 69	既存
コンプレッサ室	S 造 1 階建	11. 42	11. 42	既存
工水計量室	CB 造 1 階建	7. 03	7. 03	既存
第 1 製品置場	S 造 1 階建	292. 78	292. 78	既存
D-3 置場	S 造 1 階建	59. 60	59. 60	既存
駐輪場	S 造 1 階建	32. 00	32. 00	既存

総括図



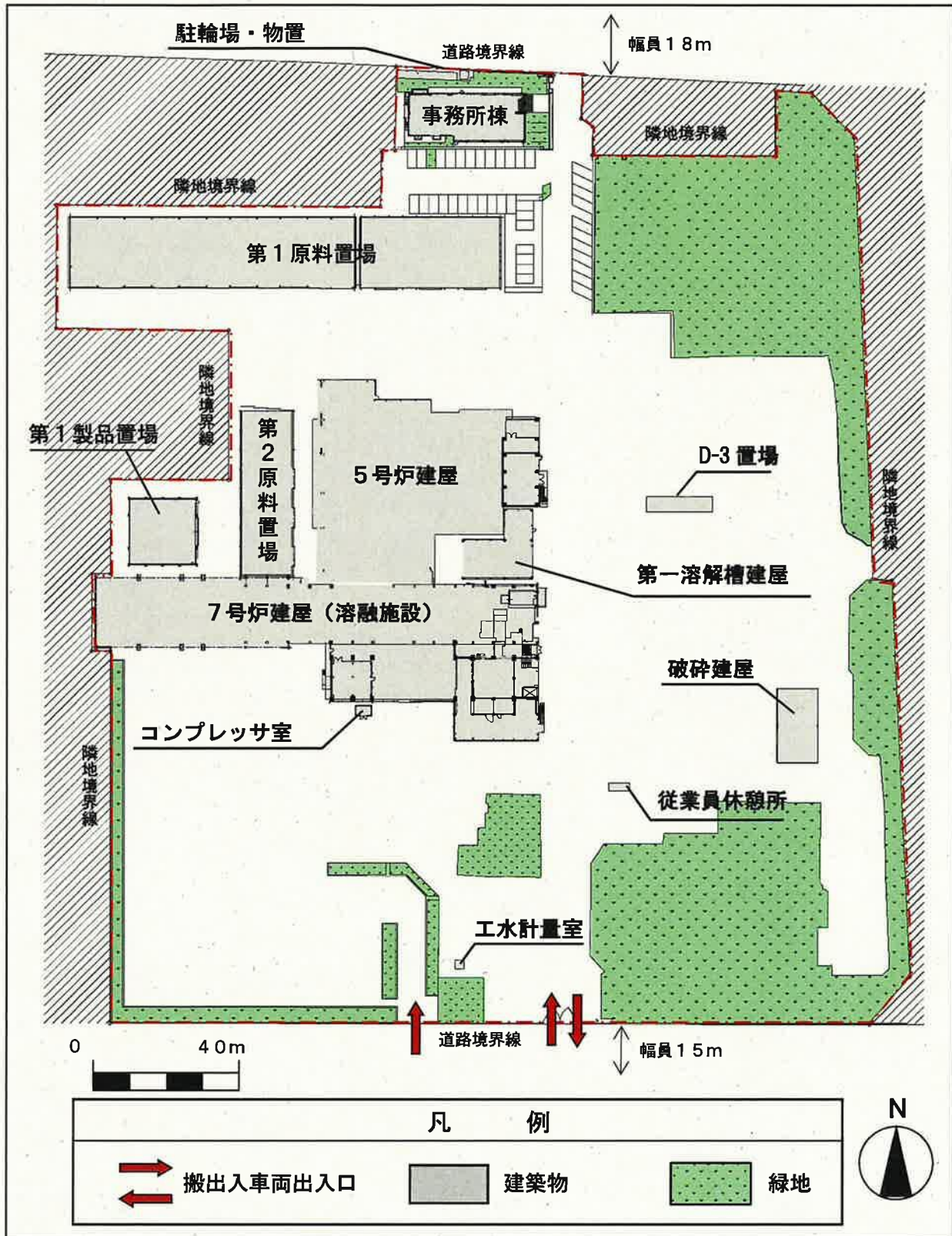
付 近 状 況 図



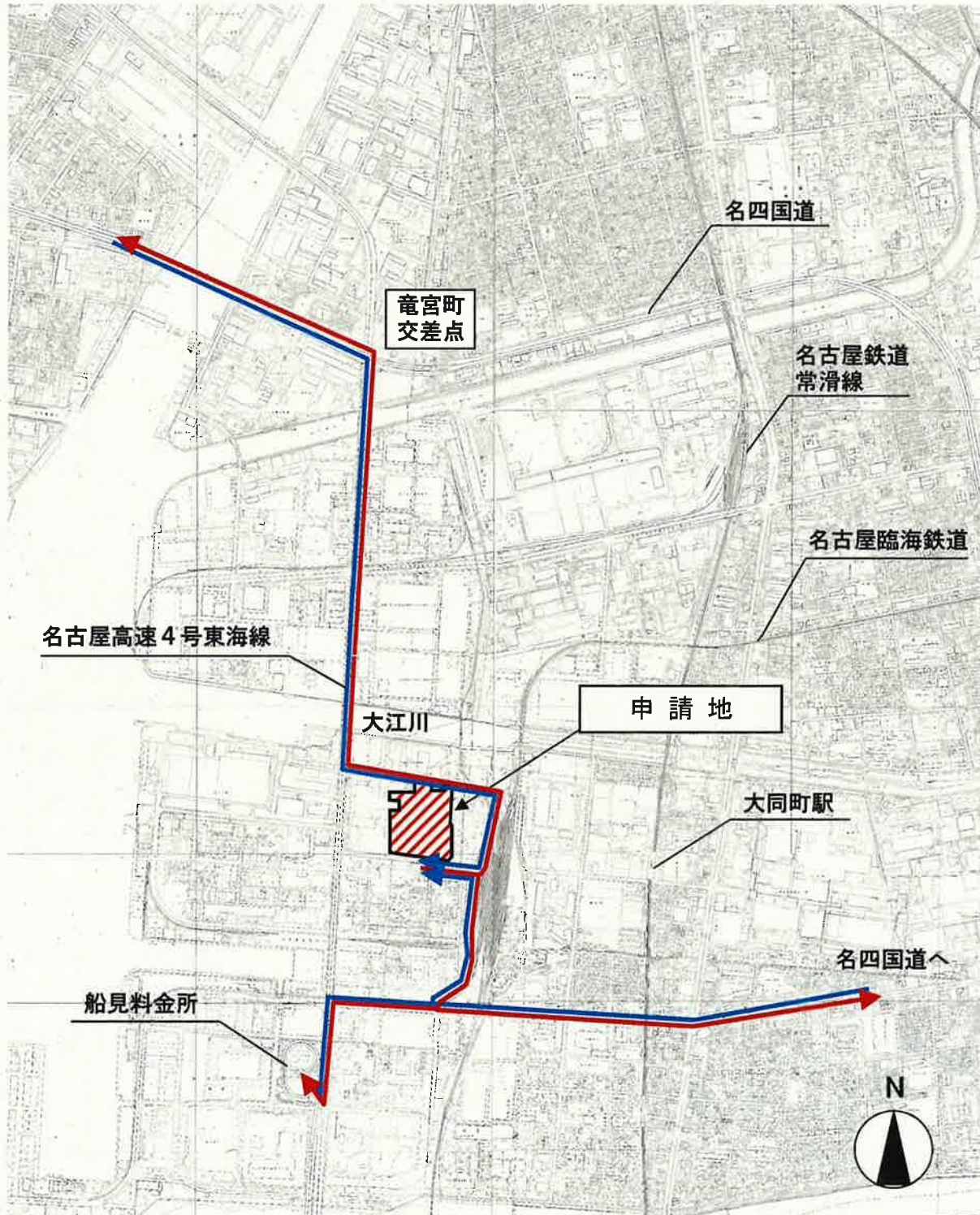
凡 例

 住居施設	 工業施設	 供給処理施設、運輸施設
 教育施設	 商業施設	 娯楽施設
		 官公庁施設

計 画 図



搬出入経路図



搬入経路
搬出経路